

身体障害者福祉法第 15 条の規定に基づく医師の指定等に関する要領

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。以下「法」という。）第 15 条に基づく医師（以下「指定医師」という。）の指定については、法、身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 指定の申請

法第 15 条に基づく指定を受けようとする医師は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- ア 申請書（様式 1）
- イ 経歴書（様式 2）
- ウ 医師免許の写し
- エ 専門医又は認定医である旨の証明書の写し
- オ その他市長が必要と認めるもの

2 指定医師の指定

（1）市長は、指定医師の指定に当たっては、北九州市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）の意見を聴いて行わなければならない。

（2）市長は、審査部会の意見を聴く際には、以下の事項について十分に審査を行い、指定医師の専門性の確保に努めるものとする。

- ア 医籍登録日
- イ 担当しようとする障害分野
- ウ 当該医師の職歴
- エ 当該医師の主たる研究歴と業績
- オ その他必要と認める事項

（3）市長は、指定医師を指定するときは、当該医師に指定通知書（様式 3）を交付する。

3 指定基準

医師の指定に係る審査は、別紙「指定基準」に基づき行うものとする。

4 指定医師の届出事項

(1) 指定の辞退

指定医師は、退職、廃業、死亡又は市外へ転出すること等に伴い指定を辞退しようとするときは、辞退届(様式4)を市長に提出しなければならない。但し、指定医師が死亡した場合にあっては、その者が診療に従事していた医療機関の管理者又は親族等が行うものとする。

(2) 指定内容の変更

指定医師は、市内の医療機関へ異動又は氏名や勤務する医療機関の名称が変更になった場合等、指定内容に変更が生じたときは、変更届(様式5)を市長に提出しなければならない。

(3) 福岡県内からの転入

福岡県、福岡市、久留米市から指定を受けている医師は、福岡県内に所在する医療機関から市内の医療機関に転入したときは、次に掲げる書類を市長に提出することにより、北九州市から指定を受けているとみなすものとする。

ア 転入届(様式6)

イ 経歴書(様式2)

ウ 福岡県、福岡市、久留米市から交付された指定通知の写し

エ 専門医又は認定医である旨の証明書の写し

オ その他市長が必要と認めるもの

5 その他

この要領に定めのない事項は、別に定める。

附則

(施行月日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(施行月日)

1 この要領は、平成30年7月1日から施行する。

(施行月日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 旧様式による用紙については、当分の間、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができることとする。

(別紙)

指定基準

1 医師の指定及び障害種別

医師の指定は、各障害の医療に関係のある診療科名を標榜している病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師について行うものとする。

2 各障害の医療に関係のある診療科名

各障害の医療に関係のある診療科名は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定される診療科とする。参考として、各障害の医療に関係のある診療科名を別表に例示する。但し、平成20年3月31日以前から標榜していた呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、気管食道科等、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き標榜することが認められている診療科名については、従前のとおりとする。

3 経験年数等

(1) 医師免許取得後5年以上であること。

(2) 病院又は診療所において、申請している障害の医療に関係のある診療科の診療に少なくとも3年以上（医師法第16条の2に規定する臨床研修の期間を除く）従事し、相当の臨床経験を有すること。なお、大学病院又はそれに準ずる病院（医師法第16条の2に規定する臨床研修を行う病院等）での臨床経験を有することが望ましい。

(3) 各分野における学会認定の専門医・認定医であることが望ましい。

4 医師の雇用形態

該当する診療科について経験年数等を満たしていれば、申請時における雇用形態が常勤か非常勤かは問わないものとする。

5 留意点

医師の指定に係る審査にあたり、専門医・認定医等の取得の有無や診療実績を確認するなど、専門性の確保に努めるものとする。

別表

障害種別	主として標榜する診療科名及び留意点
視覚障害	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科 (注) 眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
聴覚障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科 (注) 耳鼻いんこう科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
平衡機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
音声・言語機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
心臓機能障害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
呼吸器機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）
小腸機能障害	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科 (注) エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。
肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科